

平成 31 年 4 月 11 日 開会

平成 31 年 4 月 11 日 閉会

(臨時第 1 回)

日 吉 津 村 議 会 会 議 録

日 吉 津 村 議 会

日吉津村告示第 18 号

平成 31 年第 1 回日吉津村議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 31 年 4 月 5 日

日吉津村長 石 操

1. 日 時 平成 31 年 4 月 11 日 午後 2 時 00 分

2. 場 所 日吉津村議会議場

○開会日に応招した議員

河 中 博 子

松 本 二三子

加 藤 修

三 島 尋 子

江 田 加 代

橋 井 満 義

井 藤 稔

松 田 悦 郎

山 路 有

○応招しなかった議員

な し

第 1 回 日吉津村議会臨時会会議録（第 1 日）

平成 31 年 4 月 11 日(木曜日)

議事日程（第 1 号）

平成 31 年 4 月 11 日 午後 2 時 00 分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税条例等の一部を改正する条例）

日程第 4 議案第 16 号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 5 議案第 17 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 8 回））

日程第 6 議案第 18 号 平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 1 回）について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税条例等の一部を改正する条例）

日程第 4 議案第 16 号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 5 議案第 17 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 8 回））

日程第 6 議案第 18 号 平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 1 回）について

出席議員（9 名）

1 番 河 中 博 子

3 番 松 本 二三子

4番 加 藤 修
6番 江 田 加 代
8番 井 藤 稔
10番 山 路 有

5番 三 島 尋 子
7番 橋 井 満 義
9番 松 田 悦 郎

欠席議員 なし

欠 員 (1 名)

事務局出席職員職氏名

局 長 高 森 彰 書 記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	石 操	総務課長	高 田 直 人
住民課長	清 水 香代子	福祉保健課長	小 原 義 人
建設産業課長	益 田 英 則	教育長	井 田 博 之
教育課長	松 尾 達 志	会計管理者	西 珠 生

午後 2 時 00 分 開会

○議長（山路 有君） 本日はごくろうさまです。ただいまから平成 31 年 4 月 11 日、第 1 回日吉津村議会臨時会を開会するにあたり、議長から一言ご挨拶申し上げます。議員各位におかれましては何かとあわただしい中、臨時会にご参集いただきました。ごくろうさまでした。

先月 3 月 19 日日吉津小学校 6 年生 33 名が卒業しました。そして一昨日 4 月 9 日は 42 名の 1 年生が入学してまいりました。日吉津小学校の生徒数は増えることとなりました。喜ばしい限りであります。近年、村の人口が増える相乗効果として、小学校の生徒数も増えるということは誠に喜ばしい限りであります。これまでの行政、議会の取組みの成果の一面でもあり、今後の手腕を期待するところでもあります。

それでは本日の臨時会に入りたいと思います。ただ今の出席議員は 9 名です。定足数に達していますので、平成 31 年第 1 回日吉津村議会臨時会を開会します。ただちに本日の会議を開きます。

石村長。

○村長（石 操君） それでは第1回の臨時議会の開会冒頭にあって、議長に発言の許可をいただきましたのでご報告とお詫びをさせていただくものでありますけれども、先ほど議長のご挨拶の中に小学校の卒業、入学という、日吉津の子どもたちの輝かしい新たなスタートの門出を後にしてのこの場面での、分けて議会はこの4月の16日、5日後には統一地方選挙の中での議会議員の改選に当たる告示の日がさしせまっているという、非常に多忙な中での臨時議会を、開会をお願いをしてこの開会をしていただきましたことにお礼を申し上げる次第であります。

この臨時議会の内容でございますけれども、専決処分が3件と一般会計の31年度の補正予算第1回を、議論をいただくわけでありまして、専決処分の税条例改正、国民健康保険税条例の改正につきましては、例年の国の制度改正等に伴うものでございまして、その専決処分においては専決処分をした最初の議会で報告をしなければならないという規定があるわけございまして、それに従って専決処分の承認を求めるわけでございますけれども、専決処分の1件の30年度の鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算第8回については、多少これまでの条例の改正の専決処分と事情が異なっております。

専決処分の補正予算の内容につきましては、一つの案件はふるさと納税の寄付金が当初の見込みよりたくさん入ってきたので、それを収入にあわせた予算にするという専決の処分でありますし、それからもう一つは小規模保育、0歳から2歳までの日吉津ベアーズとパジャちゅうりっぷ保育園の保育の給付の実績に伴う国と県の補助金が、これまでの見込み以上に入ってきたというもので、専決の処分をお願いをする内容でありますけれども、もう1件が、この度非常に議会の皆さんや村民のみなさんには特に行政として信頼を失墜する行為に至ったということで、お詫びをしながら議会でぜひとも承認をお願いしたいという内容ございまして、30年度の第8回の補正予算に引き続いて、31年度の一般会計の第1回の補正予算も関連するものでありますので、それについて多少触れながらお断りを申し上げさせていただくものであります。じつは4月号の広報で、日吉津村民農園を開設しますということで、お知らせを村民の皆さんにしておるところでありまして、これは4月の1日から4月15日までに申し込みをいただいて、5月1日から村民農園として村民の皆さんにお使いをいただく段取りでこのような広報をしたところであります。

この準備において、いわゆる圃場の方を条件整備をして村民の皆さんに使っていただくための予算を、30年度で予算をしておったところであります。多少内容に踏み込みますと、村民農園の井戸ポンプを設置をして水の条件を作っておくと、灌水の条件を作っておく、さらには来ていただいた方の車を止めるスペースや、学童が説明を受けるスペースなどを造成をしなければならないということで、この2件について工事請負費ということで予算をしておったところでありますけれども、担当の方が

この2件の工事を、工事の内容が造成と井戸ポンプの掘削などでありますので、工事の内容が異なりますので2件の工事を発注を予定をしておったところでありますけれども、この工事発注をしていなかったということであります。発注をしておればまた違った考え方があつかもかもしれませんけれども、発注ができていなかったということで、3月31日を迎えてしまったということでありますので、それ以降は発注行為ができませんので、やむを得ず専決処分において30年度の予算を削減をしたところであります。

村民の皆さんに5月1日からお使いをいただくということでの前提がありますので、4月からの31年度の一般会計の予算の中で、その30年度に発注できなかった工事費、いわゆる30年度で削減をした工事費を31年度の第1回の補正予算としてお願いをするものであります。工事的にはそんなに難しい工事ではありません。1週間もあればできるという内容のものでありますので、31年度の補正予算にお願いしたいというものであります。

ということで、非常に村民の皆さんにご迷惑をかけ、議会の皆さんに予算を承認をいただいておりますものを未執行にしてしまったということで、この責任を免れるものでありませんのでこの場に及びましたことに対し、議会を始め村民の皆さんに深くお詫びを申し上げる次第でございます。誠に申し訳ありませんでした。

ついては31年度の予算において、5月1日に村民の皆さんにスムーズにご利用いただける村民農園にすべく、第1回の補正予算をお願いをするものでありますので、よろしくご審議をお願いしたいというふうに思いますし、この未発注をして発注ができなかった、しなかったということにおいてその責任の所在をはっきりさせるということが必要でありますので、これは懲罰委員会ということでわたしは、首長としての色を出すべきでないというような観点もあって、公平性を確保するという観点から総務課長を懲罰委員会の座長にして、当該の担当課長は除いて、それ以外の課長で審議をして事の重大性を審議して、これまでの事例等も参考にしながら今回担当課長については担当課長も担当者でもありますけれども、4月10日をもって、担当課長においては口頭注意、さらに担当者においては給料の10分の1、3ヵ月減給という処置を決定をしたところであります。

この措置につきましては、公表する必要もございますし、処分をされる側の権限も確保していかなければならないという状況もありますので、県の人事院会に報告をし、マスコミにも報道をさせていただくという予定にしておるところでありますので、そのような経過を申し上げて重ねて村民の皆さんにお詫びを申し上げ、そして議会の皆さんにもお詫びを申し上げ、さらにこのような事例が再発しないような組織を上げての、工期を正す事務処理の適切な運営に努めるべく、反省をしていきたいというふうに考えてご理解をお願いをするものでありますので、以上、この臨時議会に至りました経過

を報告とさせていただいて、お詫びと反省の上に立って、これからの行政運営をしっかりとしたもの、わたし自身は4月26日までが任期でありますけれども、起きましたことの責任の重たさを痛感をいたしておりますので、しっかりと内部に伝えて、さらには次の首長にも伝えていきたいというふうに考えますので、そのようなことを申し上げて重ねてでありますけれども、よろしくご審議を承認を賜りますようお願いをして、また、あわせてお詫びとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。議長ありがとうございました。以上です。

○議長(山路 有君) そうしますと、冒頭の村長発言を終わります。議事の方に入りたいと思います。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(山路 有君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、橋井満義議員、8番、井藤稔議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長(山路 有君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長より答申のあったとおり本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山路 有君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日一日限りと決定をいたしました。

日程第3 議案第15号

○議長(山路 有君) 日程第3、議案第15号専決処分の承認を求めることについて、日吉津村税条例の一部を改正する条例を一括議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。石村長。

○村長(石 操君) ただいま議題となりました、議案第15号は日吉津村税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。その提案理由を申し上げます。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されることに伴い、専決処分を行ったものであります。

主な改正点を申し上げますと、個人住民税では、ふるさと納税制度について一定の基準に適合する地方団体を特例控除の対象とするなどの見直しを行うものであります。また、子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置を講ずるものでもあります。

法人住民税では、法律改正に伴う改正として大法人に対する申告書の電子情報処理施設による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化、及び災害等による申告書提出困難時の宥恕措置を規定するものであります。固定資産税では、政令改正等に合わせた特例措置に係るものであります。

固定資産税では、政令改正等に合せた特例措置にかかるものであります。

軽自動車税では、グリーン化特例の大幅見直しをするものであります。このようなことが主な内容でありますので、以上が議案第 15 号の説明とさせていただきます、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いをいたします。

○議長（山路 有） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 15 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 15 号は原案のとおり承認されました。

日程第 4 議案第 16 号

○議長（山路 有君） 日程第 4、議案第 16 号専決処分の承認を求めることについて、日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま議題となりました、議案第 16 号は日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでありますので、提案理由を申し上げます。

この改正は、地方税法施行令の改正にあわせまして、国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置の判定基準を見直すもので、医療分に関する基礎課税額の限度額を 58 万円から 61 万円に引き上げるとともに、低所得者世帯のうち 2 割軽減・5 割軽減を対象とする世帯の所得判定基準を引き上げるために改正するものであります。

以上、議案第 16 号の一部改正の提案説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、江田議員。

○議員（6 番 江田 加代君） 6 番、江田です。今提案の説明をお聞きしました。低所得者の軽減の対象がひろがるということでしたが、この提案の理由の書これを見ますと、中低所得者層の保険負担軽減をはかるものとなっております。この中所得者というのは、ここでいう中低所得者の中というのはこの度のどの対象になるんですか。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 江田議員のご質問にお答えいたします。中低所得者層ということですが、低所得ということだと 7 割軽減等考えますので、ただ今のような 2 割 5 割のところを該当する世帯と考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6 番 江田 加代君） ちょっと、確認させて下さい。わたし、いいですか。ええっ。

〔「番号言わなあ、番号、議席番号。」と呼ぶ者あり〕

○議員（6 番 江田 加代君） あっ、議席番号 6 番。確認したいんですけども、2 割軽減の対象者と 5 割軽減の対象者は、中所得者というふうにとらえておられるということなんですか。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 江田議員のご質問にお答えいたします。あくまでもこの度の改正の中での考え方として、その一般的な中低所得者層の金額どうこうということではなくて、この度のこの条例改正に伴う中でいきますと、この 5 割、2 割の方を方々の世帯を指すと考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6 番 江田 加代君） 6 番、江田です。そうしますとこの度の 7 割軽減の対象者は対象になっておりませんですね、この改正で、そうすると中所得者を対象にしたものということで、低所得者

ではないというふうに、すみません、ひつこいようですけれども、ちょっとその辺の確認さして下さい。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 江田議員の質問にお答えいたします。あの、中所得者層と考えております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号は原案のとおり承認されました。

日程第 5 議案第 17 号

○議長（山路 有君） 日程第 5、議案第 17 号専決処分の承認を求めることについて(平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 8 回))を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま議題となりました、議案第 17 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 8 回)の専決処分でございます、その提案理由を申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 31 年 3 月 29 日を期日として専決処分を行ったものでございます。歳入歳出それぞれ 1,127 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 517 万 6,000 円とするものであります。

歳出から主なものを申し上げますと、6 ページを御覧下さい。第 3 款民生費、第 2 項児童福祉費、第 2 目児童措置費の負担金補助及び交付金を 797 万 1,000 円増額しておりますけれども、これは小規模保育所の処遇改善等の加算認定による増額でございます。

次に、第 5 款の農林水産業費、第 1 項農業費、第 3 目農業振興費を 195 万 8,000 円減額しておりますが、これは、農園整備事業において、小学校水稻農園一部埋め立て工事、及び井戸掘削及びポンプ設置工事が未着手であったこと、必要資機材の購入がなされていなかったことによる減額が主なものでございます。

次に、第 11 款の諸支出金、第 1 項基金費、第 3 目夢はぐくむ村づくり基金費では、ふるさと納税規制法制定の動き等の影響で、ふるさと納税寄附金の駆け込み申し込みが多く、年度末の寄附金が大幅増となったことにより、積み立てるものです。

次に、歳入の主なものを申し上げます。5 ページをご覧ください。第 13 款国庫支出金、第 14 款県支出金とも、歳出で説明しました小規模保育所の処遇改善等による地域型給付費の増に伴う、国と県の負担金の増であります。

次に、第 15 款財産収入は、夢はぐくむ村づくり基金の利子の増、第 16 款 寄附金は、夢はぐくむ村づくり事業の寄附金の増で、第 17 款 繰入金で歳入歳出を調整しております。

なお、3 ページの繰越明許費ですが、これは会計年度任用職員制度導入例規整備支援業務を 2 ヶ年で実施することとしており、平成 30 年度に部分払いを想定し、額が決定した後残額を繰り越す予定でありましたが、額が決定せず契約先と協議の結果、業務終了後に全額支払うこととなったため、このたび繰り越しを行うものでありますのでご理解をお願いします。

以上、議案第 17 号の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、橋井議員。

○議員（7 番 橋井 満義君） ほかに質疑がないようですので、させていただきます。7 番、橋井です。全員協議会でも同じようなことを言わせていただいたんですが、再度確認をしておきたいなというふうに思っております。この 17 号の主な点は、今回歳出の方の 195 万 8,000 円がメインでありまして、この歳入のこれら国県支出金の部分は、この予算書を見る限りこれに付随したオマケのように見えてかないませんが、これはそれとしてそういうふうな組み立てをしないとこの 195 万の理屈がたたないということで、わたしは思っております。

これ異論があるかと思いますが、それはそれとしてですね、この件についてはわたくし 3 月の定例会でも同じことをわたしは申し上げて、口が酸っぱくなるまで申し上げました。これが本当に 3 月の 20 日が最終日だったんですよ。それで 20 日の最終日の前にはすでに、一般質問や議案質疑等でこ

れはすでに出しておりましたので、3月のもう前半の方ではこれらの不執行部分は明らかに明白な事実として各位は捉えておられたはずです。その時点で対応は、まだ十分に間に合ったはずです。それがこのような状態で、平成31年3月29日の末日をもって専決処分をなされるという、この行為自体は、過去わたし議員生活をしている中で初めての経験であります。びっくり仰天をいたしております。

それですね、今回2名の担当職員を懲罰対象として行うということのお話をされました。ちなみに役場内は、古代中国やらの稟議制をハンコをついてずっと回す慣習になっておりますね。こういうめずらしい慣習をもっているのは、日本ぐらいなものなんです。元祖の中国は今こんなものはありませんよ。昔の血判をもって、ここに血判をしたものの連座は共同責任を負うということが日本にはまだ残っているんですよ。

ちなみにまず一点目のね、この稟議書はどこまで回ってたんですか。その稟議書が回った段階で誰かは気付くはずですよ。その順番がありますから、その時点で執行がされていないということは発見できて、こういうことはわたくしは未然に防げたと思いますよ。一般質問でもあれだけのことを言ったわけですから、それであの時に課長は、まだこれ3月の終わりまでまあ時間がありますから、これは執行して下さいよね、ということをわたしは申し上げをして、その中で、はい、やるようにいたしますということを明言されてたじゃあないですか。それがこのような結果になったということを、今の結果の処理点の云々なんかは、云々は聞いてもどうしようもありませんので、わたしはただ、金が動かなかったということを、これは現実の世界でこれは動きもどうしようもありません。感情に揺さぶられる必要もわたしはないと思っております。お金が動いたか、動かなかったか、なぜ、誰が、どうやってしなかったか。そこが大きな問題。

これはわたし、本当に気の毒だと思っているのはね、村長に対して気の毒ですよ。このあれだけ、今日頭を下げられてですね、本当に申し訳なかったということを、村長にまで口をさかせるというのは、本当にわたし気の毒で慚愧にたえません。

総務課長、その点で稟議は、はっきり言いましょう、おたくまで回ってたんですか。そうすれば課長のところまで回ってたら、課長もちろん連帯責任を負うわけですから、そのあたりちょっとはつきりしておきたいと思えますよ。統括責任者として。

○総務課長(高田 直人君) 橋井議員のご質問にお答えいたします。あの、先ほどもあったように埋め立て工事、それから工事関係については、契約もされてないということで一切うちの方にもあがってきておりません。工事関係なんかは、総務課長まで回ってくる部分もありますし、課内から村長に行く場合もありますし、ということでこの工事関係については、わたしの方が確認をしておりません。以上です。

○議長(山路 有君) 橋井議員。

○議員(7 番 橋井 満義君) 7 番、橋井です。まあ、その後稟議のさまざまな工事に関わる部分の、個々の埋め立ての部分は生きてない。そのかわり井戸の部分もいつてなかったというふうに考えられるわけですね。

といいますのは、わたしすごく気になっていましてね。何回もわたし、近くに畑があるもんですからね、ここの経緯はね、3 月の当初に草ぼうぼうでした。それを急遽トラクターが入ってあっという間にきれいになりましたね。そのあと、2 回があります。もういっぺん耕されました。それからあとね、入ってからきれいにまた耕いています。機械が入る前にポンプ打つときやいいんじゃないですか。それが機械を入れて耕うんをするということの指示を出していながら、ポンプはしていないということ自体がわたしはそこは課の中で、どういうふうの統一というか報連相を強いるのか理解ができないですよ。耕うんして下さいというのは、誰が命令をして、ポンプは誰が命令して、バラバラでやっているんですか。それをわたしね、担当の課に対する不信を今抱いているんですよ。担当の職員ばかりじゃなしに、まずそこがね、今回の大きな問題だと思います。

それでその罰則の云々というのが、めいめいの担当課とお二人の仲でいろいろ内容が違っている云々とあるけども、わたしはこれたいへんシーソー天秤のように片方軽いなと思っていますよ。誰とはいいいませんが、その辺はね、わたし理解できません。それから村長が先ほども申されましたとおり、4 月の村報で4 月の半ばまでには募集をして、2 千何百円でしたかね、たしか 2,800 円だったかな、結構いい値段だな、でもこうやってきれいにさえすればやっぱりきちっと来ていただければいいな、それで春にはガチャコン、ガチャコンでやって、段取りさえすればアスファルトに苗ものは5 月の連休の前には人が押し寄せるように、もう押し合い、押し合いで苗もの買って行かれるんですよ。そのタイミングに合わせなくちゃこれもう、村民農園にお客さん来ませんわ。まあ、それはいいです。

この結果はもう本当にね、日吉津村始まって以来かどうか分かりませんが、これ負の専決だと思っています。わたしはつきり討論まではしたくないので、申し上げておきます。わたしこれを承認することはですね、わたしの議員としての職務の自己欺瞞になって、わたしは議員の生活にね、耐えられない問題だと思います。ですので、わたしはこの件についてはですね、若干意を申し上げさせていたきたいなというふうに思います。質問の形がちょっと悪くなってしまいましたけれども、わたしはそのような先ほどからの質問の経緯の中で、こういう結果にされるというのはどうかな、ということで不適切かも知れませんが、そのよう申し上げて討論は控えさせていただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長(山路 有君) 答弁はよろしいですね。ほかにありませんか。

三島議員。

○議員(5 番 三島 尋子君) 5 番、三島です。6 ページの農業振興費の中の、農作物の委託料が増えていますけれども、これは多分ここで増額の補正をしなかったら、この中でたくさんの減額がでていますので、ここで支払われたかなとは思いますが、これが委託料がいつ増えたのがわかったのはいつなんだろうということですが、はい。

○議長(山路 有君) 益田建設産業課長。

○建設産業課長(益田 英則君) 三島議員のご質問にお答えします。こちらの農作物試験栽培業務委託料につきましては、試験栽培圃場ということで廃菌種をシイタケなりきくらげキノコに使用菌床の使用済みのものをたい肥化するということで計画をさせていただいておりました。

こちらにつきまして、昨年 12 月の 21 日に、こちらの方を廃菌種のたい肥化を委託させていただきます農業者の方と契約をさせていただきました。そちらの方が当初予算組んでおりませんでしたので、今回このような形で、プラスということで委託料の中で 10 万 8,000 円を上げさせていただいております。

以上です。

○議長(山路 有君) 三島議員。

○議員(5 番 三島 尋子君) そうしますと、10 月の 21 日に契約を結んでまあ 30 万なら 30 万でしたが、あと増えたということですね。これは増額ではなくて、これが委託契約全額なんですか。ちょっと、なんか先ほどの説明の中では、そうか、予算組んでなかったのが今組んだということですか。予算組んでいなかったというのはどういう意味なんだろうね。10 月 21 日に契約をしたけれども、予算を組んでいなかったというのは、わたしは増額になったのかなと思ったんですが、そうではないということ、たまたま今回 29 日に専決の処分もあったので、これが足りないからか計上しようかということになったのかとってしまったんですが、そうではないですね。専決をしておかんといけんという、初めからのものだったということだったんでしょうか。

○議長(山路 有君) 益田建設産業課長。

○建設産業課長(益田 英則君) こちらの委託料 10 万 8,000 円なんですけれども、当初 12 月の補正で出させていただいたこちらの詳細の項目の中に含まれるものではなかったということで、委託料という分類に分けさせてもらう分ではありますけれども、当初の 12 月の時点での委託料ということでは上げさせてもらってなかったということでございます。契約の方については、12 月の 21 日ということでございます。はい、12 月です。

○議長(山路 有君) 三島議員。

○議員(5 番 三島 尋子君) ちょっと、分かりにくいですね。理解が、ちょっとわたしができないのかも知れませんが、先ほどわたし 10 月って聞いて 10 月って言いましたけれども、12 月 21 日に契約を結んで、ほかのものは組んだけれどもこの額だけが入ってなかったと、今回組ませていただきましたっていうことの解釈ですね。それを見たときにね、これはたまたま専決の予算が出たからいいですけども、こういうあれがなかったら組んでなかったということになりはしないかなということをおっしゃっているんですね。

そうすると、31 年度で予算計上をしてまた新たにその事業を通して上げてきて組んでいきなっただけじゃないかと思ひまして、便乗の予算として組まれたのではないかということをおっしゃるわけですね。そういうふうには捉えられるなあとわたしは思っただけですけども、こういう組み方もあるのかなと思ひました。その点はちょっとお願いしますけれども、次ふるさと納税の積立金、大変たくさん年度末になって入ってきて良かったなということをおっしゃるんですが、これもこの専決処分がなかったら出されてはいないですね。どういう、たまたましたから、ただ、収入は入ったので調定額が増えていくっていうことになるんだと思ひますので、それはそれとしていいですけども、そういうようなかたちで、この全体を組まれたのかなととってしまいました。その点について。

○議長(山路 有君) 高田総務課長。

○総務課長(高田 直人君) 三島議員のご質問にお答えいたします。この農林の方がクローズアップされていますけれども、一応専決するということでそういうものがないかという中で、今回収入が 500 万多く入りますので、収入が多く入って積み立てがそのままになっておりますので、そうすると積立額が少ないということで一般財源化みたいな形になりますので、これは入を増やして積み立てをするという形で専決をさしてもらったということで、その専決をする中で小規模保育所の関係もあって、処遇改善で収入が多く入りますので、それも出をしてあげないといけませんので、その部分も専決だったと、で、今回農園の関係がありまして、新年度で補正を組むという中でやはり専決として、同じ専決の中で減額をしておかないと、こちら新しく 31 年に使うという形には説明ができないじゃないかということで、すべて農林の方は計算をして減額をさしてもらったと、その額を新年度で上げさしてもらって工事に取り掛かるという形をさせていただいたということであります。以上です。

○議長(山路 有君) ほかに、ああ、益田建設産業課長。

○建設産業課長(益田 英則君) 12 月の予算に補正予算におきましては、土壌分析の関係及び土壌改良業務、あと水路床板設置業務ということで、三つの業務について委託料ということで予算をさせていただいておったところですけども、実際に業務にあたっていく中で組んでいなかった部分の試験栽培の業務の委託ということが出てまいりましたので、内容的にそちらの方を、結果的には委託料の

枠の中で予算が余るといいますか、執行できていない部分なり、あの予算委内で収まった部分等がございましたので、そういった中でこちらの今回 10 万 8,000 円の部分の、委託料を充てさせていただいてということでございます。

○議長(山路 有君) ほかにありませんか。

井藤議員。

○議員(8 番 井藤 稔君) 8 番、井藤です。少し聞かしていただきたいと思います。まあこういうことで予算の執行に絡んでですね、職員の処分が出るような、せざるを得ない状況に陥ったと言うことだろうかと思いますが、あの過去にもですね、いろいろあつとると思うんですけども、このあたりでこの状況を認知されてからいわゆる再発防止策ですね、なんか手を打たれたようなことありますでしょうか。

あるいはこれから本当にこういうことしょっちゅうあっちゃいけませんので、今後どういうようなことをしたら防止ができるかということをお考えかということをお聞きしたいと思います。まあ、議会の方もこういうことでチェックをかけるというのを、これはまあ、まさに議会の使命だと思います。ですから、同僚議員から慚愧に耐えないというような言葉も出るぐらいですから、非常に大事なことだと思うんですけども、いわゆる行政の執行責任者としてそのあたりをどのような対応を取られたか、今後どのようにされる予定かということをお聞きします、あのまあ、村長は間もなくご勇退はご勇退の予定なんですけれども、ここで一つ答弁願えたらと思います。

○議長(山路 有君) 高田総務課長。

○総務課長(高田 直人君) 井藤議員のご質問にお答えいたします。今までもですね、この予算関係については特に 12 月の時期、それから 3 月、年度末にかけて歳入の調定それから支出の方の負担行為なり、支出ということでそういうあたりをまず職員にも確認をしていただくということと、各課長にもその辺のことをその時期、時期にまず確認していただくということで今までもやってきております。

それから出納室からもそういう指摘なり、連絡をして気を付けていただいておりますけれども、まあこういうことがあったということで、更にわたしの方からも、今回も建設産業課の方は特に、12 月に村の土地を買ってそういう事業をするということで、わたしの方も気を付けておりましたけれども、3 月の当初まあ土壌分析なり進んでいる部分もあったので、そのまま進んでいるということでそのままちょっと議会に入ったりしておりましたので、その辺の注意がちょっとわたしの方も足りなかったなということで、各課長とも常にそういうところに意識をして職員を見ていかないといけないということで、今後更に強化していきたいという具合に思っております。以上です。

○議長(山路 有君) 井藤議員。

○議員(8番 井藤 稔君) わかりました。ぜひ、そうあっていただきたいと思いますが、根本的にこうして議員がですね、こう議決事件が上がってきた時に村長いろいろ答弁されたり、いろいろ約束されたりということがあろうかと思うんですけど、その後のいわゆる対応ですね、これがシステムのきっちりいっとるんだろかというのが、わたしも議会側から見ておると一番やっぱり気になる点でございまして、一つそのあたりをやはり深く掘り下げて、せっかくな機会ですのでしっかりこういうことが二度とないように、まあ人間がやることですから、二度とないと言ってもある可能性は多分出てきますけれども、それによってずいぶん防げる部分が出てくるんじゃないだろうかと、だから課題とかなんとかあったら議会ごとにきっちり担当課長の方で取りまとめをして、きっちり議会の方にも説明していくというような体制が取られたらどうだろうかというふうに思いますので、これはもし答弁があまりしたら答弁お願いしたいと思いますし、もしそういうとは重々わかっておるということであれば結構ですけども、なんかありましたら答弁をお願いしたいと。

○議長(山路 有君) 石村長。

○村長(石 操君) はい、あの言い訳のような感じに聞こえるかもしれませんが、今財務会計という電算処理になりましたので、それは比較的に見やすい状況ができてきたかなあ、早い機会にこれはおかしいぞというのが発見できるようになったのかなあと思ってますので、その防止策というのは先ほど総務課長が言ったとおりで、もうちょっと徹底すればできるのではないかなあという気がします。けれども、全体一人の係がこんな仕事をしますという時にですね、財務会計だけでは仕事が終わりませんので、人間関係もあったり、どうしても人とのやり取りが必要で、人とのやり取りがうまく具合にいかんとこの度のようなことになるのかなあということで、チェックの仕方がもうちょっと前の段階にいかんといけんかなあと思っております。でないと人間関係が作り上げられていないので発注ができないということになったのではないかという推測をいたしております。それは業者ということではなしに、隣の地権者だったりしますので、業者にはこれをやってどうでしょうかという言い方はできますけれども、じゃあここをこんな工事しますのでどうでしょうかと、じゃあ地権者は、ここはこうしておいてもらわんといけんよということが出てきますので、その時に3月の繰り越しをさせていただいたのは、日吉津村の川ざらいをした際の、残土の一時置き場の地権者との関係で合意をいただくのが時間がかかったので、繰り越しをしたということでありますけれども、やっぱりその人間関係といいますか、議論を全段で進めるところからやっぱチェックをかけんと、このようなことがどうしても起きてしまうなあというふうに今は思ってますので、そのところをやっぱしっかりと変えていく必要があるというふうに思っております。以上です。

○議長(山路 有君) よろしいですか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ほかに質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第 17 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7 番 橋井 満義君） 本案は起立による採決を求めます。

○議長（山路 有君） 議案 17 号は起立による採決をしたいと思います。

本案に賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって議案第 17 号は原案のとおり承認されました。

日程第 6 議案第 18 号

○議長（山路 有君） 日程第 6、議案第 18 号平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま議題となりました、議案第 18 号平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 1 回）でございまして、その提案説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 195 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 6,619 万 2,000 円とするものであります。

4 ページをご覧ください。歳出では、第 5 款農林水産費、第 1 項農業費、第 3 目農業振興費に、195 万 8,000 円を計上しておりますが、これは農園整備事業として平成 30 年度専決処分で減額したエンジンポンプ設置や水路床板設置などの経費も加えて、前年度未着手でありました農園等整備工事、並びに井戸掘削及びポンプ設置工事を実施するためのものであります。

歳入につきまして、第 17 款繰入金で歳入歳出を調整しております。

以上、議案第 18 号の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い

いたします。

○議長(山路 有君) 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員(7 番 橋井 満義君) 7 番、橋井です。些細なことかも知れませんが、この先ほどの 17 号とこれはリンクした部分であります、本 18 号による歳出の農業振興費 195 万 8,000 円は先ほどの 17 号の補正額の減額補正の部分との連動だということでもあります。

それですね、この節部分の区分けの部分ですね、これ区分が 15 の工事請負費に今回 18 号は、工事請負費のみに 195 万 8,000 円が計上されています。それで 17 号では、補正額は全体で同額なのですが、これは需用費、委託料それと工事費 11、13、15 と節区分を分割されていますよね、この理解はどうとらえたらいいんですか。まず、その説明。

○議長(山路 有君) 益田建設産業課長。

○建設産業課長(益田 英則君) 橋井議員のご質問にお答えいたします。減額させていただきました予算につきましてですけれども、実施できなかった部分床板の設置の部分、あるいはエンジンポンプの購入ということで、当初工事請負以外の節区分の方で予算を組み立てておったものでございますけれども、今回そちらの方の床板の設置なり、エンジンポンプの購入につきましても、工事の方の中に入れて実施を行うということで、すべてがこちらの工事請負費の中で予算を立てさせていただいたということでございます。

これは実施におきまして、5 月に向けて早急に取り掛からなければならないという中で、業者の方に工事を含めた形で施工するという形の方が合理的かつ迅速に進めることができるというふうに判断をしたもので、こういったよう形で予算組みをさせていただきました。

○議長(山路 有君) 橋井議員。

○議員(7 番 橋井 満義君) 7 番、橋井です。今回全部ひっくるめて工事請負費で云々ということの説明のようにも承りましたがポンプとかは、たとえば 17 号議案のどこから出てくるのか。それとですね、たとえば 17 号議案の委託料の部分ですよ。土壌分析なんか、これ、工事なんですか。需用費の施設の修繕料なんかは工事費に請け負ってもまあいいかも知れませんが、今の答弁いただいた部分では、工事ととれる部分には考えられないような費目が入ってるような気がするんですけども、それは 18 号の説明の中では、さまざまな部分に等々が二つ入っていますよね。それを包含したものを受け止めておられて、この工事費に参入されておられるのかな。

この 17 号の先ほどの部分の需用費委託料の部分で不似合いな説明がありますよ。それをどのよう

に理解したらいいんですか。たとえば例とすれば土壌分析の委託料だとかですね。そういうふうに委託していたものの部分で工事に該当するのかなというのんが、わたしとしては理解できない項目があるんですけれども、そこをちょっと、明らかにしていただけないか。

○議長(山路 有君) 益田建設産業課長。

○建設産業課長(益田 英則君) 今回、実施を予定させていただきます予算で上げさせていただいた部分なんですけれども、先ほど申しましたように、まず、エンジンポンプにつきましてですけれども、こちらの方は12月補正の予算組の中では需用費というかたちで上げさせていただいたものでございますけれども、今回、井戸の掘削と一緒にそちらの方のエンジンポンプについても、設置をするということで組まさせていただきました。それと後あの、圃場農園の隣にあります水路の蓋掛けということで床板の方を購入するように、12月の補正予算では委託料で組まさせていただいておったものでございますけれども、こちらにつきましては圃場の一部埋め立てということで、そちらとセットといえますか、工事内容にさせていただいて工事請負費ということで組まさせていただきました。あと土壌分析等の費用につきましてですけれども、こちらにつきましては、30年度の補正予算で実施が完了したということでございますので、そちらの部分につきましては、今回の工事請負費の内容には入ってはいません。以上です。

○議長(山路 有君) 高田総務課長。

○総務課長(高田 直人君) 基本的な工事ですけれども、さっき言ったエンジンポンプと床板の部分はプラスしていくんですけれども、それ一括して発注することで効率よくできるということで、その時にですね、少し額が上がる部分があって、その部分を委託料で減額した分で少し回しましたので、全額を必要としたということで、少し上乗せ部分があるということでご理解いただきたいという具合に思います。

○議長(山路 有君) 土壌分析とかは終わっとうわけだな。もうポンプだけが済んでいないということだな。

橋井議員。

○議員(7番 橋井 満義君) 7番、橋井です。まあ、高田課長の補足説明で納得しないと多分話が進まないなというふうに思いますけれども、要するにわたしは思ったのは、やはりこの委託の部分とそれとがやはりきちっと分け隔てが明確になるものの部分はきちっと分けて予算に、新年度予算をされるべきが本当であるなというふうにわたしは考えたものですから、そのポンプだとかそういう動きのある物やら云々という物は、やはり工事の全体としての中に包含をしても差し支えないという予算の組み立てが可能なわけですから、それがないと工事ができないとか云々ということ、それは理解でき

ます。

まあ、その辺ではですね、12月に云々の経緯とか云々はいいんですよ。要するにわたしもここで今回、先ほどの3月31日現在の17号は皆さんの了解を得られたしろもんなんです。これに基づいて新たな予算をここで出されてきて、これをどうするかということしか今の状況としては、それしか捉えられませんので、それに基づいての質問をさせていただいたわけですので、そこはご理解をいただきたいというふうに思います。

まあそれで掘削ポンプの設置工事ということで、まあこれが最後になりますので、ちなみにこれは課長の方に直接聞きたいと思います。このポンプは何日を目途に設置されますか。それを聞いて終わりにします。

○議長(山路 有君) 益田建設産業課長。

○建設産業課長(益田 英則君) 5月の1日に農園を開園するということで、村民の皆様方に募集をかけているところでございますので、その5月の1日に使えるような形で、設置の方をしていきたいというふうに考えております。

○議長(山路 有君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山路 有君) ほかにないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山路 有君) 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山路 有君) 異議なしと認めます。したがって議案第18号は原案のとおり可決されました。

・————・————

○議長(山路 有君) 以上で、本臨時会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

これをもって会議を閉じ、平成31年第1回日吉津村議会臨時会を閉会いたします。

午後 3時 8分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員